

## 第2回定例理事会議事録(未承認)

日時：2018年(平成30年)5月17日 13:30~15:00

場所：日本人会事務局ミーティングルーム  
(ピア・マリン1階 101C号室)

出席者：理事11名、監事2名、事務局1名、(欠席5名)

議事：【理事会資料は日本人会事務局にて公開しております。ご興味のある方は是非ご覧下さい。】

1. 理事会成立の確認  
理事定数16名の3分の2以上の出席を確認。
2. 前回議事録の承認  
前回議事録を全会一致で承認。
3. 守秘義務  
守秘義務に関する同意書の説明
4. 各部報告
  - (1)教育部 (伊藤副部长)
    - ・6月24日(日)、チャリティーゴルフ開催(レオ・パレス・リゾート・カントリークラブにて)についての説明があった。
    - 追って教育部より、会員の皆様に配信にてご案内する。
    - ・その他の2018年度のイベントとして、ボーリング大会、サマースクールの補助などを予定している。
  - (2)文化部 (渡邊部長)
    - ・5/25(金)にリレーフォーライフ(GCWCイベント)開催予定。
    - ・年次計画として、恒例のハロウィーン・パレード、アート&クラフト・フェアを主流とし、地域社会への貢献、コミュニケーションとしてのGCWC関連ミーティング、慰霊祭・慰霊塔清掃、知事公邸クリスマスデコレーション、日産ウーマンズ・アート展などに参加予定。
  - (3)青年部 (吉野部長)
    - ・5月15日に部会を開催。(今後は毎月第2火曜日に開催予定)
    - ・第39回秋祭りを、11月17日(土)と決定した。
    - ・秋祭りの第1回実行委員会開催予定は、6月15日(金)、オンワードホテルVIPルームにて。
    - ・実行委員会の担当理事組織表が発表、確認がなされた。
  - (4)商工部 (渡邊部長)
    - ・年次計画として、トップマネジメント座談会、税金セミナー、法律セミナー、トレーニングなどを予定している。
  - (5)渉外広報部 (長田部長)
    - ・5/15(火)月例編集会議開催。(ラッテ5月号、6月号割付確認、意見交換等)
    - ・2018年度活動計画  
基本的な活動は、これまで通り下記3本柱とし、内容の充実を図っていく。
      - ①会報誌ラッテ製作、発行  
(毎月第3火曜日12:30~編集会議。編集委員を追加募集予定。)
      - ②ホームページの管理  
(企業広告や「売ります買います」コーナーの充実等を検討していく。)
      - ③日本人会主催イベントの広報活動  
(秋祭りを中心に、余裕のある広報活動スケジュールを作成し、取り組んでいく。)
  - (6)総務部 (芳賀事務局員)
    - ・会員健康保険加入者 28名(前月比 1名減)
    - ・総務部より、理事・監事の皆さんへ守秘義務へのご署名をお願いした。

- ・2018年度の会費納入のご案内、及び名簿作成についてのお願いを法人会員へ配信依頼中。
  - ・愛媛県庁、文化振興課より「愛顔(えがお)あふれる感動のエピソード」募集のお知らせについての案内があり、総務部にて確認後、会員の皆様へ配信告知を行った。
- (7) 会計部 (横田部長)
- ・2018年度の年次計画(Draft)を作成した。
  - ・各部の最終修正数字を加え、次回理事会にて日本人会全体の予算額を審議、決定する意向。
- 次回、第3回理事会は、6月21日(木)13:30より、日本人会事務局会議室にて開催予定。

総務部長 中村 一樹

## Eメールアドレス募集のお知らせ

日本人会からのイベントを含めたお知らせを配信メールサービスにて会員の皆様へお届けさせていただいております。メールアドレス登録をご希望の会員の方、またメールアドレスを変更された方は、下記のアドレスまでお申し込みいただきますようお願い致します。

いただきました個人のメールアドレスについては慎重を期し、日本人会にて保管登録させていただきます。

日本人会事務局：jpclub@teleguam.net

TEL：646-8066

P.O.BOX 7962 TAMUNING GUAM 96931

**選挙権年齢は18歳以上です。在外選挙制度で登録・投票を!**

**「大切な未来を築く その権利」**  
~海外からも日本の国政選挙の投票ができます~

在外選挙人名簿登録資格 ①満18歳以上 ②日本国籍を持っていて ③海外に3か月以上お住まいの方

**登録・投票は簡単です**

必要書類を準備し申請書に記入、大使館、総領事館窓口で登録申請 → 3か月後に大使館などから住所確認の連絡を受ける → 在外選挙人証の受取

用意するもの  
 旅券 申請書  
 居住している事を証明できる書類 (在留届を提出済の方は不要です。)  
 大使館 固定電話又は葉書  
 在外選挙人証

※申請書や選挙人証が海外・国内を往復するため2・3か月かかります ※選挙人証受取は郵送又は窓口での受取が必要です

同居家族による代理申請もできます。  
 申請者の上記書類と署名入り在外選挙人名簿登録申請書と申出書※、代理の方の旅券を御用意ください。  
 ※申請書と申出書は、領事窓口又は外務省・総務省のホームページから入手できます。

**在外投票は次の3つの方法から選択できます**

**直接?** 投票用紙等を事前に請求して、記載の上、登録先の選挙管理委員会へ郵送する方法。

**郵便等投票**

**在外公館投票**  
 直接日本大使館・総領事館(領事事務所)に向いて投票する方法。

**郵送?**

**国内?** 日本国内で投票  
 一時帰国した方や帰国直後で転入届を提出して3か月未満の方は、日本国内でも投票できます。

**外務省** 平成22年5月に憲法改正国民投票法が施行されました。在外選挙人証をお持ちの方は国民投票にも投票できます。

詳しくは、在ハグアツヤ日本国総領事館

TEL:1-671-646-1290 Mail:infocgj@ag.mofa.go.jp または 外務省 在外選挙 検索 まで。